

日々の生活の中で、誰かに相談したいと思っていることや疑問に感じていることはありませんか。秘密は厳守されますので、ひとりで解決しようとせず、まずは各種無料相談窓口にご相談してみはいかがでしょうか。

市民相談センターの間違い電話が多くなっています。特に「市内局番」をよくお確かめの上、☎23-0088にお電話いただきますようお願いいたします。

12月の相談



静岡牧之原茶マスケットチャーマイン

一般相談

日常生活の中での困りごとや悩み、分からないことなどの相談を受け付けます。困ったらまずは相談を。
期日 月曜日～金曜日
時間 9:00～12:00
13:00～16:00
会場 市民相談センター
☎市民相談センター ☎230088

消費生活相談

契約トラブルや多重債務、通販、インターネット関連など、消費や契約に係る相談を受け付けます。
期日 月曜日～金曜日
時間 9:00～12:00
13:00～16:00
会場 市民相談センター
☎市民相談センター ☎230088

法律相談(先着8人)

相続や遺産分割、離婚、多重債務や債務整理などの法律解釈や手続き、人権に関する相談などを無料で受け付けます。弁護士、行政相談員、人権擁護委員が1回30分で対応します。相談時には、参考となる書類などを持参してください。また、10月分から事前予約が可能になります。

期日 ①12月6日(木) ②20日(木)
時間 10:00～12:00
13:00～15:00
会場 市民相談センター
予約 下記期間に電話で受け付け
①11月16日(木)～12月5日(木)
②12月7日(木)～12月19日(木)

☎市民相談センター ☎230088

心配ごと相談

日常生活から起こる家庭問題や金銭貸借などの紛争を解決。司法書士が対応します。事前予約可。

期日 12月13日(木)・27日(木)
時間 9:00～11:30
会場 市民相談センター
☎市民相談センター ☎230088

暮らしなんでも無料相談

日常生活でのトラブルや悩みごと、困ったことなどの相談を受け付けています。

期日 月曜日～金曜日
時間 9:00～17:00
☎ライフサポートセンターしずおか
しだはい事務所 ☎054(646)6055

期日 ①12月6日(木) ②20日(木)
時間 10:00～12:00
13:00～15:00
会場 市民相談センター
予約 下記期間に電話で受け付け
①11月16日(木)～12月5日(木)
②12月7日(木)～12月19日(木)

☎市民相談センター ☎230088

女性相談

女性の抱えるさまざまな悩みを、女性相談員と一緒に考え、解決の糸口を探すお手伝いを電話や面接にて対応します。

期日 月曜日～金曜日
時間 9:15～16:00
会場 さざんか
☎家庭児童相談室 ☎230086

税の無料相談

税に関するあらゆる相談に無料で応じます。東海税理士会へ相談者による事前予約が必要です。

期日 12月20日(木)
時間 13:30～15:30
会場 市民相談センター
☎東海税理士会島田支部 ☎0547(6)6575

行政相談

行政相談委員が、行政に対する苦情や要望などの相談を受け付けます。

期日 12月6日(木)・20日(木)
時間 10:00～12:00
会場 市民相談センター
☎市民相談センター ☎230088

介護相談

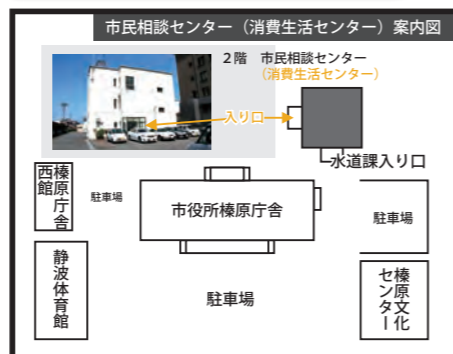
介護する人たちを支えるため、相談・支援体制を整えています。

期日 月曜日～金曜日
*祝日を除く。
時間 9:00～17:00
(水曜日は19時まで)
会場 さざんか
☎長寿介護課 ☎230076

高齢者虐待予防相談

「高齢者に関する虐待かな」と思ったときの相談です。事前に問い合わせをして、気軽に相談ください。

期日 12月15日(金)
時間 13:30～16:00
会場 さざんか
☎地域包括支援センターオリーブ ☎238822



*職員や来庁者など、他人に会うことなく入ることができます

高齢者と障がい者を虐待から守る

高齢者や障がい者への虐待は、大きな社会問題になっています。虐待を早期に発見し、また地域全体で見守り支援することができれば、高齢者や障がい者は健やかに暮らすことができ、万が一の虐待からも救うことができます。

問い合わせ 福祉こども相談センター 良知久靖 ☎230078

こんなことが虐待になります

【身体的虐待】

暴力を振るい体に傷や痛みを負わせること、身動きがとれない状態にすること



【心理的虐待】

侮辱や拒絶の言葉・態度で精神的な苦痛を与えること



【性的虐待】

無理やり(または同意と見せかけ)わいせつなことをしたり、させたりすること



【経済的虐待】

本人の同意なしに財産や年金、賃金などを使うこと。また、理由なく金銭を与えないこと



【ネグレクト】

(介護や世話の放棄)

食事や入浴、洗濯、排せつなどの世話や介助をほとんどせず、心身を衰弱させること



虐待となる要因

家庭内のストレスや経済的な困難、精神的問題など、さまざまな要因があります。特に認知症や精神疾患を抱える人々に対して、その病状や行動の背景にある理由を理解しないことにより、介護者は適切な対応ができずストレスが生じて、虐待行為につながる可能性があります。介護している人は、悩みや心配事を一人で抱えこまないでください。専門機関や相談窓口を上手に活用しましょう。

周囲の気づきと通報がみんなを救います

虐待を防ぐには周囲の早期発見が重要です。地域ぐるみの見守りが、虐待されている人だけでなく虐待をしている家族などが抱える問題の解決にもつながります。守秘義務により通報者名とその内容は守られますので、虐待を発見した時や虐待かもという疑いを持った時にはすぐに通報してください。

高齢者・障がい者の介護に関する相談・虐待の通報先

▶ 牧之原市福祉こども相談センター ☎230078

高齢者の介護に関する相談

▶ 地域包括支援センターさがら ☎231900

▶ 地域包括支援センターオリーブ ☎238822

▶ 地域包括支援センターさんいく ☎233600